

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認の措置に関する要領

1 要旨

この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第16条の規定に基づき、個人番号の提供を受けるときに、本人等の確認を行ううえで、必要な書類その他当該書類の提示または提出の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 本人確認書類等

法第16条の規定に基づく本人等の確認を行ううえで必要な書類その他当該書類の提示または提出の取扱いについては、別表に定めるとおりとする。ただし、他の規則、要綱、要領等で定める場合については、除くものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

区分		対面 (※印の書類は原本の提示が必要)	送付 (郵便・信書便) (※印の書類は原本の提出が必要 (原本は返却しない。))	
本人による申請	番号確認	<p>1 (1) 個人番号カード (2) 通知カード (3) 個人番号が記載された住民票の写し, 住民票記載事項証明書 (4) (1)～(3)までが困難であると認められる場合 ア 地方公共団体情報システム機構への確認 イ 住民基本台帳の確認 ウ 過去に本人確認の上, 特定個人情報ファイルを作成している場合には, 特定個人情報ファイルの確認 エ 官公署または個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類 (個人番号, 氏名, 生年月日または住所が記載されているもの)</p>	<p>2 「1」で必要とされる書類 (原本) またはその写し</p>	
	本人確認	<p>3 (1) 個人番号カード (2) 運転免許証, 運転経歴証明書 (交付年月日が平成24年4月1日以降のもの), 旅券, 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 療育手帳, 在留カードまたは特別永住者証明書 (3) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって, 写真の表示等の措置が施され, 市が適当と認めるもの (氏名, 生年月日または住所が記載されているもの) (4) (1)～(3)までが困難であると認められる場合 以下の書類を2つ以上 ア 国民健康保険, 健康保険, 船員保険, 後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証, 健康保険日雇特例被保険者手帳, 国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証, 私立学校教職員共済制度の加入者証, 国民年金手帳, 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 イ 官公署または個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類 (氏名, 生年月日または住所が記載されているもの) 注 個人番号の提供を行う者と人違いでないことが明らかと市が認めるときは, 確認書類は要しない。</p>	<p>4 「3」で必要とされる書類 (原本) またはその写し 注 送付時における本人確認書類を補完する場合には, 住民票の写し (請求書の住所と同一住所の原本とし, 申請する日前30日以内に作成されたものに限る。) を添付</p>	
代理人による申請	代理人資格確認	任意代理人 (本人が病气入院中, 歩行困難, 外国出張中等である場合)	<p>5 代理権を有することを証する書類 (1) ※委任状 (2) 官公署または個人番号利用事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類</p>	<p>6 代理権を有することを証する書類 (1) ※委任状 (2) 官公署または個人番号利用事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類</p>
		法定代理人 (本人が未成年や成年被後見人である場合)	<p>7 代理権を有することを証する書類 (1) ※戸籍謄本その他資格を証明する書類 (2) 官公署または個人番号利用事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類</p>	<p>8 代理権を有することを証する書類 (1) ※戸籍謄本その他資格を証明する書類 (2) 官公署または個人番号利用事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類</p>

代理人自身の確認	代理人自身の確認書類	自然人	「3」で必要とされる書類と同じ書類 注 個人番号の提供を行う者と人違いでないことが明らかと市が認めるときは、確認書類は要しない。	「4」で必要とされる書類と同じ書類 注 個人番号の提供を行う者と人違いでないことが明らかと市が認めるときは、確認書類は要しない。 注 送付時における本人確認書類を補完する場合には、住民票の写し（請求書の住所と同一住所の原本とし、申請する日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付
		法人	9 実際に請求の窓口に来る者が明らかに当該法人を代表していることを証する書類 (1) 登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類および個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類 (商号または名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの) 注 個人番号の提供を行う者と人違いでないことが明らかと市が認めるときは、確認書類は要しない。	10 実際に請求の窓口に来る者が明らかに当該法人を代表していることを証する書類 (1) 登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類および個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類 (商号または名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの) 注 個人番号の提供を行う者と人違いでないことが明らかと市が認めるときは、確認書類は要しない。 注 送付時における本人確認書類を補完する場合には、以下の書類を添付 (1)※登記所に登録した法人の代表者印の印鑑証明書 (2)※法人の登記事項証明書 (3)※登記所に登録した法人の代表者の印影を押印した代理人申立書 (申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。)
	番号確認		「1」で必要とされる書類と同じ書類	「2」で必要とされる書類と同じ書類

区分		オンライン	電話 (本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。)
本人による申請	番号確認	11 (1) 個人番号カード（ICチップの読み取り） (2) 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認 イ 住民基本台帳の確認 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、特定個人情報ファイルの確認 エ 官公署または個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類 (個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの) もしくはその写しの提出または当該書類に係る電磁的記録の送信 (通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。)	12 (1) 地方公共団体情報システム機構への確認 (2) 住民基本台帳の確認 (3) 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、特定個人情報ファイルの確認
	本人確認	13 (1) 個人番号カード（ICチップの読み取り）	14 本人しか知り得ない事項その他個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告

		(2) 公的個人認証による電子署名 (3) その他市が適当と認める方法	(基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。)
代理人による申請	代理人資格確認	15 本人および代理人の氏名および生年月日または住所ならびに代理権を証明する情報の送信を受けることなど市が適当と認める方法 (電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。)	17 本人しか知り得ない事項その他個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告 (基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。)
	代理人自身の確認	16 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることなど市が適当と認める方法 (公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名などを想定。)	
	番号確認	18 (1) 地方公共団体情報システム機構への確認 (2) 住民基本台帳の確認 (3) 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、特定個人情報ファイルの確認 (4) 官公署または個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって市が適当と認める書類(個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの)もしくはその写しの提出または当該書類に係る電磁的記録の送信 (通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。)	19 (1) 地方公共団体情報システム機構への確認 (2) 住民基本台帳の確認 (3) 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、特定個人情報ファイルの確認

- なお、東日本大震災による被災者、DV・ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で、3(4)に掲げる書類のうち、1点しか提示することができない場合は、質問等により来庁した申請者と当該書類に記載されている方と同一であることを確認する。
また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校が発行する在学証明書も含む。